

「サービス提供時間」及び「利用料金」

(令和3年4月1日)

《介護保険》

〈サービスの利用料金〉

(要介護1～5)

区 分		特定事業所 加算Ⅱ単位数	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体 介護	20分以上30分未満	275単位	275円	550円	825円
	30分以上1時間未満	436単位	436円	872円	1,308円
	1時間以上1時間30分未満	637単位	637円	1,274円	1,911円
	1時間30分以上2時間未満	729単位	729円	1,458円	2,187円
生活	20分以上45分未満	201単位	201円	402円	603円
援助	45分以上	248単位	248円	496円	744円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年(2021)9月30日までの間は、基本報酬に0.1%上乘せいたします。

○早朝加算・夜間加算

午前6時～午前8時、午後6時～午後10時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途25%の料金が加算されます。

○深夜加算

午後10時～午前6時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途50%の料金が加算されます。

○特定事業所加算Ⅱ

当指定訪問介護事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、サービスの利用1回につき別途10%が料金に加算されます。

○緊急時訪問介護加算

- ・居宅サービス計画に位置付けられていない場合
- ・身体介護中心である場合(「生活援助」のみは対象外)

- ・利用者又はその家族から要請を受けて24時間以内にサービス提供を行った場合
- ・介護支援専門員が当該サービス提供を「緊急」に必要なものと判断している場合

1回の要請に対して・・・・・・・・	1割	2割	3割
	100円	200円	300円

○初回加算

- ・新規に訪問介護計画書を作成した場合
- ・介護予防サービスを利用していた要支援者が認定を受けて介護保険サービスを利用になった場合（要介護者が要支援になった場合）
- ・過去2か月に当該訪問介護事業のサービスを利用していない場合

※初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合
又は、他の訪問介護員が支援を行う際に同行することが要件

初回又は初回の属する月のみ	1割	2割	3割
	200円	400円	600円

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単価数の13.7%
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単価数の6.3%

○キャンセル料

利用者の都合により訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービスの利用予定の前日までにお申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・・・・・・・・無料
- ・利用予定日の当日の訪問前に申し出があった場合・・・・・・・・500円
- ・利用予定日の当日の訪問後に中止になった場合・・・・・・・・700円

《介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業》

＜サービスの利用料金＞

算定項目				利用者負担額		
				1割	2割	3割
介護 予防 訪問 事業	45 分 程 度	週1回（月4回まで）	要支援 1・2	241/回	482/回	723/回
		週2回（月8回まで）	要支援 1・2	245/回	490/回	735/回
		週3回（月12回まで）	要支援 2	259/回	518/回	777/回
		週1回（月5回以上）	要支援 1・2	1,059/月	2,118/月	3,177/月
		週2回（月9回以上）	要支援 1・2	2,115/月	4,230/月	6,345/月
		週3回（月13回まで）	要支援 2	3,356/月	6,712/月	10,068/月

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年（2021）9月30日までの間は、基本報酬に0.1%上乘せいたします。

○初回加算

- ・新規に訪問介護計画書を作成した場合
- ・介護予防サービスを利用していた要支援者が認定を受けて介護保険サービスを利用になった場合（要介護者が要支援になった場合）
- ・過去2か月に当該訪問介護事業のサービスを利用していない場合

※初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合
又は、他の訪問介護員が支援を行う際に同行することが要件

初回又は初回の属する月のみ	1割	2割	3割
	200円	400円	600円

○介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単価数の13.7%

○介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単価数の6.3%

○キャンセル料

利用者の都合により訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サー

ビスの利用予定の前日までにお申し出ください。

利用予定の前日まで申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日まで申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・無料
- ・利用予定日の当日の訪問前に申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・500円
- ・利用予定日の当日の訪問後に中止になった場合・・・・・・・・・・・・・700円

《障がい福祉サービス》

〈サービスの利用料金〉

区 分		単位数	利用者負担額
身体介護	30分未満	255 単位	255 円
	30分以上1時間未満	402 単位	402 円
	1時間以上1時間30分未満	584 単位	584 円
	1時間30分以上2時間未満	666 単位	666 円
	2時間以上2時間30分未満	750 単位	750 円
		30分増すごとに 83 単位加算	30分増すごとに 83 円加算
通院介助等 (身体介護伴う)	30分未満	255 単位	255 円
	30分以上1時間未満	402 単位	402 円
	1時間以上1時間30分未満	584 単位	584 円
	1時間30分以上2時間未満	666 単位	666 円
	2時間以上2時間30分未満	750 単位	750 円
		30分増すごとに 83 単位加算	30分増すごとに 83 円加算
家事援助	30分未満	105 単位	105 円
	30分以上45分未満	152 単位	152 円
	45分以上1時間未満	196 単位	196 円
	1時間以上1時間15分未満	238 単位	238 円
	1時間15分以上1時間30分未満	274 単位	274 円
	1時間30分以上1時間45分未満	309 単位	309 円
		15分増すごとに 35 単位加算	15分増すごとに 35 円

介護伴わない 通院介助等 (身体)	30分未満	105単位	105円
	30分以上1時間未満	196単位	196円
	1時間以上1時間30分未満	274単位	274円
		30分増すごとに 69単位加算	30分増すごとに 69円単位加算
同行援護基本	30分未満	190単位	190円
	30分以上1時間未満	300単位	300円
	1時間以上1時間30分未満	433単位	433円
		30分増すごとに 65単位加算	30分増すごとに 65円加算
重度訪問介護	1時間未満	185単位	185円
	1時間以上1時間30分未満	275単位	275円
	1時間30分以上2時間未満	367単位	367円
	2時間以上2時間30分未満	458単位	458円
	2時間30分以上3時間未満	550単位	550円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年(2021)9月30日までの間は、基本報酬に0.1%上乗せいたします。

○早朝加算・夜間加算

午前6時～午前8時、午後6時～午後10時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途25%の料金が加算されます。

○深夜加算

午後10時～午前6時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途50%の料金が加算されます。

○特定事業所加算II

当指定訪問介護事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、サービスの利用1回につき別途10%が料金に加算されます。

○特別地域加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単位数の15.0%

○緊急時訪問介護加算(100単位/月)

- ・居宅サービス計画に位置付けられていない場合
- ・身体介護中心である場合(「生活介護」のみは対象外)
- ・利用者又はその家族から要請を受けて24時間以内にサービス提供を行った場合

- ・相談支援専門員が当該サービス提供を「緊急」に必要なものと判断している場合

○初回加算（200単位／月）

- ・新規に訪問介護計画を作成した場合
- ・介護予防サービスを利用していた要支援者が認定を受けて介護保険サービスを利用になった場合（要介護者が要支援になった場合）
- ・過去2か月に当該訪問介護事業のサービスを利用していない場合

※初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合
又は、他の訪問介護員が支援を行う際に同行することが要件

○介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・（居宅介護、同行援護） 所定単価数の 27.4％
（重度訪問介護） 所定単価数の 20.0％

○介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・（居宅介護、同行援護、重度訪問介護）
所定単価数の 7.0％

○キャンセル料

利用者の都合により訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービスの利用予定の前日までにお申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・無料
- ・利用予定日の当日の訪問前に申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・500円
- ・利用予定日の当日の訪問後に中止になった場合・・・・・・・・・・・・・700円

《保険外（全額自己負担）》

- ・介護保険・障がい福祉サービス給付対象とならないサービス
（入院中や入退院のお世話、通院時の病院内の付き添い、旅行やイベントの付き添い、散歩や趣味のための外出、手の届く範囲のガラス拭き、室内鉢物の水やり、仏壇や神棚の供え物を買う、手の届く範囲の仏壇他神棚に供え物、お墓参りや冠婚葬祭の付き添い、家族が不在時の見守りや話し相手など）
- ・介護保険を申請中の方
- ・介護保険限度額を超過した場合の支援

〈サービスの利用料金〉

1分以上15分未満（基本料金）	700円
身体介護、生活介護、同料金	*以降は15分単位：700円で延長利用が可能 （事前にお申し出ください）

「早朝・夜間、日曜・祝日 利用料金」

	平 日	日曜・祝日
通常提供時間 （午前8時から午後6時）	700円	875円 基本料金の25%増し
早 朝 （午前6時から午前8時）	875円 基本料金の25%増し	1,050円 基本料金の50%増し
夜 間 （午後6時から午後10時）	875円 基本料金の25%増し	1,050円 基本料金の50%増し
深 夜 （午後10時から午前6時）	サービスの提供を行っていません	

※同日に利用があった場合は合算します

※自宅までの交通費は利用料金に含まれますが、自宅外の交通費（公共交通機関）・家庭外支援交通費（1km 50円）は利用者様負担となります

※ヘルパーの車に同乗することはできません

このほかご不明な点があれば、岩見沢市社会福祉協議会指定訪問介護事業所までお問い合わせください。

〒068-0031

岩見沢市11条西3丁目1番地9 岩見沢広域総合福祉センター内

電 話 0126-25-6229

FAX 0126-22-2752